

○ 招 集 告 示

住田町告示第51号

第10回住田町議会臨時会を次のように招集する。

令和2年10月16日

住田町長 神 田 謙 一

1 期 日 令和2年10月21日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

不応招議員（なし）

議事日程（第1号）

令和2年10月21日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 農林業振興資金貸付金の支払いを求める訴えの提起に関し議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君

その他議場に参加した者の職氏名

副町長	横澤孝君	教育長	菊池宏君
総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君	税務課長兼 会計管理者	佐藤修君

企画財政課長 菅野 享一 君 林政課長 千葉 純也 君

事務局職員出席者

議会事務局長 松田 英明 係 長 高橋 京美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（瀧本正徳君） ただいまから令和2年第10回住田町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は11人です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
-

◎開議の宣告

- 議長（瀧本正徳君） これから本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。
職員に朗読させます。
〔事務局長朗読〕
- 議長（瀧本正徳君） 町長より行政報告があれば発言を求めます。
〔町長より「ありません」の声あり〕
- 議長（瀧本正徳君） 教育委員会より行政報告があれば発言を求めます。
〔教育長より「ありません」の声あり〕
- 議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（瀧本正徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、9番、菊池孝君、
10番、高橋靖君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（瀧本正徳君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第1号、農林業振興資金貸付金の支払いを求める訴えの提起に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 議案第1号、農林業振興資金貸付金の支払いを求める訴えの提起に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、三陸木材高次加工協同組合及び協同組合さんりくランバーに対する農林業振興資金貸付金の支払いを求める訴えの提起をするため議会の議決を求めるものがあります。

農林業振興資金につきましては、三陸木材高次加工協同組合に対しては、平成18年4月14日付で8,000万円、平成19年10月24日付で2億円、平成20年1月24日付で1億2,000万円の合計4億円。協同組合さんりくランバーに対しては、平成18年4月14日付で4,000万、平成19年10月24日付で1億円、平成20年1月24日付で2億5,000万円の合計3億9,000万円をそれぞれ融資しております。しかしながら、支払期日までに定められた償還金が支払われず、これまで償還された金額は、三陸木材高次加工協同組合が、1,272万8,265円で、残金は3億8,727万1,735円、協同組合さんりくランバーが900万円の償還で、償還金元金の残額は、3億8,100万円となっております。このような中、令和2年7月31日、三陸木材高次加工協同組合及び協同組合さんりくランバーが盛岡地方裁判所一関支部において、破産手続開始決定を受けたところであります。

これらのことから、三陸木材高次加工協同組合及び協同組合さんりくランバーへの農林業振興資金貸付金の連帯保証人及びその相続人に対し、貸付金に相当する金銭及びこれに対する利息、違約金並びに訴訟費用の支払いを求める訴えを提起しようとするものであります。

連帯保証人及びその相続人である被告となるべき者の住所、氏名につきましては、議案の別紙に記載の19名であります。訴訟遂行の方針といたしましては、弁護士を訴訟代理人とし、訴訟を遂行し、第一審判決の結果、必要がある場合は、上訴しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、農林業振興資金貸付金の支払いを求める訴えの提起に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[全員起立]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号、農林業振興資金貸付金の支払いを求める訴えの提起に関し議決を求めることについては、原案のとおり、可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第10回住田町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員